

訪問介護サービス事業所が不正な手段により 指定申請を行ったことの法的取扱いの考え方

【適用の考え方】

- ① 不正な手段による指定申請は、取消処分の対象となり、その取消処分によって、同じ法人が運営する他の訪問介護などの居宅サービス事業所において新規指定及び更新が受けられなくなる。

- ② 今回の事案については、取消処分手続き中に事業所の廃止届が提出されたため、取消処分の対象がなくなり、処分が行われなかった。

しかし、今回の行為は不正行為であるため、指定・更新の欠格事由である「不正又は著しく不当な行為」に該当することとなり、同じ法人が運営する他の介護サービス事業所は、すべての介護サービスにおいて新規指定及び更新が受けられない。

なお、①、②ともに法人のみならず、当該法人の役員についても他の介護サービス事業所の役員又は申請者になれない。

(参考条文)

介護保険法（抄）

第七十条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（略）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※指定の更新については法第七十条の規定が準用される